特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	個人住民税課税事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、個人住民税の課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和8年10月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の概要	【概要】 　地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 　また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から郡山市への調査回答、郡山市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行 ⑨サービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)、中間サーバー、庁内連携システム、住民登録外システム、団体統合宛名システム、マイナポータル申請管理、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 〈情報提供〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者の項が「市町村長」のうち、特定個人情報の項に「地方税関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口：政策開発部広聴広報進課（市政情報センター） 電話024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 税務部市民税課　電話024-924-2081
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 以上の対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 ・アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。 以上の対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	Ⅰ．5．評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長　大川原　延幸	市民税課長　中村　正二	事後	人事異動のため
平成29年4月1日	Ⅰ．5．評価実施機関における担当部署②所属長	市民税課長　中村　正二	市民税課長　二瓶　斉	事後	人事異動のため
令和1年6月28日	Ⅰ－5 ②所属長の役職名	市民税課長　二瓶　斉	市民税課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	Ⅰ－7 請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	―	Ⅳリスク対策　1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	Ⅱ－1 いつの時点の計数か	平成26年12月19日　時点	令和元年5月16日　時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	Ⅱ－2 いつの時点の計数か	平成26年12月19日　時点	令和元年5月16日　時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和3年10月12日	基礎項目評価書中	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年10月12日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和元年5月16日　時点	令和3年10月12日　時点	事後	再評価実施に伴い再計算
令和3年10月12日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和元年5月16日　時点	令和3年10月12日　時点	事後	再評価実施に伴い再計算
令和7年4月30日	Ⅰ-1 ③システムの名称	共通基盤システム	庁内連携システム	事後	名称の変更
令和7年4月30日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表24の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月30日	Ⅰ-4 法令上の根拠	〈情報照会〉 〇番号法第19条第8号（別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの） 〈情報提供〉 〇番号法第19条第8号（別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項）	〈情報照会〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 〈情報提供〉 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者の項が「市町村長」のうち、特定個人情報の項に「地方税関係情報」が含まれるもの（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月30日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和3年10月12日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	再評価実施に伴い再計算
令和7年4月30日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和3年10月12日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	再評価実施に伴い再計算
令和7年4月30日	Ⅳ　リスク対策	―	Ⅳリスク対策　8、11の項目を追加	事後	新様式への変更
令和7年8月20日	Ⅰ-1 ③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、中間サーバー、庁内連携システム、住民登録外システム、団体統合宛名システム	個人住民税システム、国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、中間サーバー、庁内連携システム、住民登録外システム、団体統合宛名システム、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事前	使用する新システムの追記
令和8年10月27日	Ⅰ-1 ②事務の概要	【概要】 　地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書（以下「申告等情報」と称す。）を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 　また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報（寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。）の受理 ②他自治体等から郡山市への調査回答、郡山市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税（以下「住登外課税」と称す。）に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送	【概要】 　地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書（以下「申告等情報」と称す。）を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。 　また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報（寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。）の受理 ②他自治体等から郡山市への調査回答、郡山市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税（以下「住登外課税」と称す。）に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため
令和8年10月27日	Ⅰ-1 ③システムの名称	個人住民税システム、国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、中間サーバー、庁内連携システム、住民登録外システム、団体統合宛名システム、マイナポータル申請管理、申請管理システム	個人住民税システム、国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、中間サーバー、庁内連携システム、住民登録外システム、団体統合宛名システム、マイナポータル申請管理、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から次期オンラインサービスへのシステム移行に伴う評価書見直しのため